

第1期小平市経営方針推進プログラム（素案）に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

1 実施の概要

実施期間	令和3年4月26日（月）～5月25日（火）			
応募者数	15名			
	年代			
	10代 0名	20代 0名	30代 4名	40代 0名
	50代 3名	60代 3名	70歳以上 3名	（無回答2名）
提出の方法	ホームページ 13名	電子メール 2名	ファクシミリ 0名	郵送 0名
		持参 0名		

2 意見の内訳

項目	件数	市の考え方の区分			
		反映済み	反映する	反映しない	参考意見
第1章 経営方針推進プログラムについて	1	0	1	0	0
第2章 取組の内容	21	1	1	3	16
合計	22	1	2	3	16

※お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわないように一部要約するとともに、複数にわたる内容が記載されている場合は項目ごとに整理して記載しています。

※明らかな誤字・脱字及び特定の個人・団体等が判別でき、その権利や利益を侵害する恐れがあるなど、公表することが適切でないと判断した表現については、一部修正しています。

※同じ内容の趣旨の意見については、まとめて回答しています。

No.	提出者	ご意見	市の考え方	
第1章 経営方針推進プログラムについて				
1	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ●推進体制について 住民の意見を聴取する役割を明確に記載してほしい。 住民の意見、特に若い世代から意見聴取しながら推進していただきたい。 	<p>4ページ「推進プログラムの推進体制」イメージ図に、市議会及び市民を位置付けました。</p> <p>若い世代を含めた幅広い市民意見の収集については、実施プログラム④の趣旨に沿うよう取り組み、推進してまいります。</p>	反映する
第2章 取組の内容				
2	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●全般的に：実施プログラムについて、取組の方向性に関し、具体的な数値目標等が多くわかりやすいと思います。少し高めの目標を掲げているなと思いますが、中間地点で見直しを行い、適宜補正していただければと思います。 	<p>実施プログラムについては、取組の方向性として、個別の数値的指標がある場合にはその数値も示すこととしております。また、各プログラムについて、年度ごとに具体的な取組予定を設定するとともに、進捗状況を確認し、適正な進行管理を行ってまいります。</p>	参考意見
3	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ●実施プログラム①について 市民意見の収集として、新しい生活様式に合わせた手法は賛成です。 ただし、取り組みの市民への周知が弱いのではと思います。 取り組みの周知についての現状と課題、方向性を示していただきたい。 例えば、サイトでの周知のみでなく、SNS等を活用して、若い世代への周知を強化する。 	<p>取組の周知については、検討プログラム④「広報ガイドラインの策定」において、現状と課題、検討の方向性を示しており、検討結果を踏まえ、本プログラムの中間見直しの際にさらに具体化する考えです。</p>	反映済み
4	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ●P8 関連：歴史公文書の移管とは、国立公文書館等への移管を指すものと思いますが、これには相当の時間がかかります。移管率50%は大胆な目標かと思いますが、実行されることを期待します（移管「完了」50%は難しいかもしれませんが）。 	<p>実施プログラム②に係る歴史公文書の移管は、小平市公文書等の管理に関する条例に基づき、小平市立図書館へ移管するものです。同条例では、移管を条例施行の日（歴史公文書の移管は令和4年10月1日）から5年を目途に行うものとしていることから、令和6年度末の移管率50%の目標値を設定しており、目標達成に向けて着実に取り組んでまいります。</p>	参考意見
5	(14)	<ul style="list-style-type: none"> ●⑥指定管理者制度を推進：新しくできる施設や業務の委託はすべきと思うが、従来から運営している部門の制度の取り込みは、費用の増加が心配であるべきでない。 	<p>実施プログラム⑥「指定管理者制度の推進」については、行政コスト削減のほか、専門性の高い事業への対応や創意工夫によるサービスの拡充などの効果も期待される有効な手段となることから、制度の枠組みに適合する施設については、既存の施設を含め、総合的な観点から活用を進めていく考えです。今後とも、適正な制度運用を継続するとともに、令和2年3月にまとめた市の指定管理者制度の検証を踏まえつつ、制度の拡大を図ってまいります。</p>	反映しない

No.	提出者	ご意見	市の考え方	
6	(4)	<p>●グループ活動の支援のために、公民館等の集会施設は免除により無料で使えることを継続すべきである。</p>	<p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、従来、施設の維持管理に要する費用をもとに各部屋の使用料を算定しており、ご負担いただいた使用料を利用環境の改善のためにあてていくことを念頭に置いています。施設のために必要となる経費につき、当該施設の利用が必要な際に一定の負担をいただく想定であり、このことを「施設を利用する方と利用しない方との負担の公平」を図るものと表現しています。しかしながら、集会施設等では、ほぼ全ての使用料が免除となっており、多額の維持管理費を市税で賄っている状況です。</p> <p>このような背景のもと、平成22年3月に、有識者や市民公募委員で構成される「受益者負担の適正化検討委員会」において検討を行い、その検討結果として、使用料の免除の対象とする団体は限定し、公共性を有する団体には減額措置を行うことが提言されています。</p> <p>市では、この提言内容をもとに、原則有料とする原点に立った集会施設等の利用者負担の見直しを行うべく、令和元年度に市民意見交換会を6回開催し、減額方法や激変緩和措置、利便性向上の方策などについて意見交換を行いました。</p> <p>その後は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、検討を一時停止しておりますが、少子高齢化の進行に伴う人口構成・経済財政状況の変化など、市を取り巻く情勢は絶えず変化しています。市の財政状況も厳しさを増しており、自主財源確保のための様々な取組・検討が急務であると認識しています。協働を育む場、開かれた市民活動の場としての集会施設等の役割が重要であるからこそ、これを将来にわたり持続するため、実施プログラム⑧「事業の精査と見直し」など、他の財源確保の取組とあわせて、集会施設等の利用者負担の見直しが必要ととらえており、意見交換会の経過などを参考としながら、今後見直しを進めていく考えです。</p> <p>しかし、コロナ禍において改めて対面の説明を行う機会を設けにくく、検討再開のタイミングの適否の判断が難しい状況となっています。素案では、「集会施設等の適正な料金設定等の検討、公表」の令和4年度からのスケジュールを示しておりますが、社会情勢を注視しながら判断していくことを明確にするため、各年度の取組内容をかっこ書き表示に改めます。</p>	参 考 意 見

No.	提出者	ご意見	市の考え方	
7	(5)	<p>●小平市は他市に比べて公民館・地域センターの数が充実しており、その分市民活動も活発であると感じています。これはとても重要な事であり、この活動を支えるためにも、これまで同様、公共施設の使用料は免除すべきと考えます。使用料が有料になってしまった場合、活動できなくなる市民団体が多数発生する可能性が大了。どうか、市民活動を支えるために、今後も使用料免除を続けて下さい。</p>	<p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p>	参 考 意 見
8	(6)	<p>●小さな子どもがいるので地域センターや公民館はお世話になっており、ママサークル等を利用する際は免除されている無料の保育利用も使わせて頂いておりました。子育て中のママ達にとっては生活の一部と言ってもいいほどありがたいものです。人によってはいくつかのママサークル等にも所属しており大変助かっております。近年、公民館等の施設利用について利用者が負担すべきではないかという小平市の意見もあるようですが率直に言ってとても残念です。利用者層の多くは高齢者や無職の子育てママ達も多いです。少子高齢化社会の今、デフレ、派遣、非正規雇用者が増えるこの国の経済は良くなるどころかコロナウイルスの影響もあり更に悪くなる一方です。そんな中小小平市がやっている免除という形での公民館や地域センターの実質無料の制度はこれからの未来には希望だと思えます。一人でも多くの人がお金の心配もせず憩いの場を提供してくれるのは大変ありがたいです。利用者負担もしくは一部利用者負担となると、年金生活者や無収入の子育て中のママ達にとってはとても痛い話に変わってきます。もし利用者負担ともなればいくつかのサークル活動を減らす、止めるといった考えに私ならなりません。不況の少子高齢化社会にはなるべく多くの人々が集う場所というのを提供できるのは小平市としての役目ではないでしょうか。平等、不平等だという意見もあるようですが、いざ子どもが出来たもしくは子育てを始めたという立場にならないと公民館や地域センターがいかに大切な場であるか気づかない事も真実です。現在働き盛りの人々でさえ、退職し高齢になり年金生活者としての立場になれば気軽に行ける公民館や地域センターの存在はいかに大切な場所かといつか気付かされる事とも考えられます。誰もが平等にというのであればお金の心配もなく気軽に遊びに行けるような憩いの場をこれからも継続して頂きたいと思えます！現在は小平市自体人口も増えており財政難とは言えません。ちなみに今後財政難という課題が出てくるのであれば市自体が国に訴えるという形を取るのが先ではないでしょうか。弱い立場の人々からの徴収は簡単です。しかしダメージはとても大きいです。市の方針をもう一度考え直して頂きたいです。</p>	<p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p>	参 考 意 見

No.	提出者	ご意見	市の考え方
9	(7)	<p>● 公共施設の使用料・手数料の見直し については現状維持を延長して頂きたいと 思います。1 財政状況の悪化や公共施設の老朽化が進む中、安定したサービスの 提供を行うためには、市民にとって何を尊重すべきかを目標として、全体を見渡し た適正な税配分の見直しが必要です。</p> <p>公共施設の使用料の見直しによる、財政的収益は2019年度の公民館関連予算 (歳出)に対して、同年度の市の説明会の利用料見直し収益約3,800万円は9. 4%程度です。(市長選アンケートによる)</p> <p>財政全体を見直した検討として、平成21年12月に提出された「小平市補助金見 直し検討委員会検討結果報告書」があり、検討後、実施されておられません。歳出額 は平成25年度の小平市の性質別歳出決算総額577億5,600万円の内、補助 費等は68億300万円で11.8%を占めます。その中で補助交付金は自治体内 の各種団体に対するもので30.2%を占め、決算額は20億円にもなります。補 助金の比較で小平市は多摩類似団体の中で、どの項目も高い位置にあり、補助交 付金は三位となっています(小平市民財政白書第2弾)。利用料の見直しによる収益 は補助交付金20億の2%の見直しで賄えます。市民活動を尊重するのならば、利 用料の見直しは検討の余地があると思います。</p> <p>2 立憲民主党の理念は「(前略)日本国憲法が掲げる「国民主権」「基本的人権の 尊重」「平和主義」を堅持します。」と憲法を尊重しています。</p> <p>公民館は社会教育法にその目的が示されておりますが、発足の主旨は、「町村民に対 し新憲法の精神を日常生活に具現するための恒久施設」と位置付けられており、文 科省のパンフレット「公民館」では「公民館は、地域住民のために社会教育を推進 する拠点施設として中心的な役割を果たしています。</p> <p>憲法を尊重し擁護する義務を負う公務員として「施設を利用する方と利用しない方 との負担の公平性」との主張は成り立たないと思います。</p> <p>3 小平市の特徴の一つに公民館があげられます。小平市民活動が活発なのは公民 館が多数配置され、自由に利用されているからです。そこから生まれた市民団体が 数多く、市を活発にしています。市民と市が一体となって、将来世代のためにも持 続可能な公共施設を創っていく為にも、自治基本条例にある「協働」を推進するた めにもこの自由な活動拠点を不自由にする理由はありません。</p>	<p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定につ いては、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p>

参
考
意
見

No.	提出者	ご意見	市の考え方		
10	(9)	<p>●利用者の立場から以下の点は現行のまま次世代の方へ引き継がれるべきと考え、意見を述べさせていただきます。</p> <p>実施プログラム⑦使用料手数料の見直しです。利用する方としない方との負担の公平性の観点、特に集会施設等の適正な料金設定等の検討、公表ということですが、これはある1時点で見ただけの場合の公平性ということを示されていると思います。しかし、長いライフステージにおいて利用する者が常に年齢層が偏ることはあり得ることで、むしろ年齢の偏りがあっても、より多くの方に利用してもらう内容、方法をさらに検討していくことが先決です。今働き盛りの方が年齢を重ねて、集会施設を利用しようと思ったときでも無料で安心して使えるような場に、継続していくことこそ持続可能な社会の礎と考えます。よろしく再検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p>		参 考 意 見
11	(14)	<p>●⑦使用料・手数料の見直し：公共施設（公民館）の使用料は、運営主旨に反する訳で、無償化（現行の減免方式で無く）にすべきと思います。</p>	<p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p>		参 考 意 見

No.	提出者	ご意見	市の考え方
12	(15)	<p>●「⑦使用料・手数料の見直し」についての意見です。</p> <p>公民館などの集会施設は、現在使用料が免除されていますが、これを見直して有料化することに反対します。</p> <p>「受益者負担」という言葉で、施設を使っている人と使っていない人が不公平であるとする考え方は間違っていると思います。</p> <p>公民館は社会教育施設であり、そこでの活動の有益性は公民館を使っている人のみならず、広く市民全体に及んでいると考えます。公民館は民主主義や社会福祉を下支えている重要な施設です。</p> <p>人はいつ学ぶことを思い立つかわかりませんし、学びたいときに無料で学べる場があることは貴重なことです。</p> <p>社会福祉の観点からも、コロナ禍を経た今、減免を見直すことは止めるべきです。公民館は様々な問題を抱えた市民の居場所となり得るところです。コロナ下で職を失う人、家を失う人、孤立してしまう人などが急増しており、市民が知恵を出し合って助け合わなければ地域社会も成り立っていきません。</p> <p>今、公民館を有料化すれば、市民の底力を削ぐことになり、ひいては市の衰退にも繋がることを危惧します。</p> <p>この先の12年を見据えるのであれば、ぜひここで有料化をストップしていただきたい。保健所を減らしたことが現在の惨状に繋がっていることから学んでほしいと思います。</p>	<p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p>

参
考
意
見

No.	提出者	ご意見	市の考え方
13	(8)	<p>●全体的に見渡しまして（重々ご承知かとは存じますが）、会社組織的な「経営」と公共施設、サービス等の存在意義である「公益」という核には相入れない性質がある事を今一度ご理解ご検討された方が良いのでは無いかと思います。財源確保という部分にのみ焦点が合ってしまうと、公共のものに本来必要である機能やそこに働く貴重な人材、既にあった繋がりを破壊しかねず、その方向性で「持続可能な」地域の未来を作る事は困難です。民間事業者の利用拡充や指定管理者制度など、他自治体では導入後問題が生じている所もあります。今まで管理してきた組織に醸成されてきた膨大な知識やノウハウ、そういったものを取りこぼさず新しい運営者に引き渡す事が出来ると確信されておられますか。指定管理者制度の良い面だけを見ず、失敗例にも目を向けて下さい。具体的にどこで活用されるかはまだ不明ですが、どうぞ慎重にご検討下さい。また、将来に向けた財政運営・財産活用という項目で集会施設等の使用料等見直しが挙げられています。「利用する方としない方との負担の公平性」となっていますが、そもそも公共の施設は誰でも利用出来る開かれた場所であるべきです。今日利用しない方も明日は利用するかもしれません。そこに利用する・しないという対立軸が設けられている事に些か違和感があります。「将来世代のためにも持続可能な公共施設」とありますが、そのために利用者の負担を増加するという結論は正しいのでしょうか？ 少子高齢化の流れが加速する事は資料にも上げられておりますが、高齢者と若年層の所得が先細りすれば今以上に施設の利用者が減ります。今利用している層も負担が増すのであれば「お金がもっと掛かるなら、利用しない」となるでしょう。そうなれば公共施設は誰も人を集めない空虚な箱になります。それは「持続可能な施設」の未来でしょうか？ 統廃合についても検討を進めておられるようですが、「すぐ近くにあったから行けたのに、それが無くなったならもう行けない」という層が必ず発生します。施設の更新は一斉に必要なのでしょうか？ 公共施設・サービスは全ての人、取り分け弱者の味方であるべきです。それは全世界的な「持続可能性」、SDGsの趣旨とも合致します。会社経営的市政は弱者の声を取りこぼします。市民は財務資料上の数字ではありません。どうか対話の窓は最後の最後まで閉じぬよう、お願い致します。</p>	<p>小平市第四次長期総合計画基本構想における「自治体経営方針」では、施策を実現するために行政として必要となる考え方やとるべき姿勢を示しており、経営方針推進プログラムの上に位置づけられます。このなかでは、これからの公共サービスを支える基盤として、人材、資産、ノウハウといった「地域資源によるサービスの実現」などの4つの方向性を掲げており、財源確保以外を含めた多面的な視点に基づく取り組み方が重要であるものと認識しております。</p> <p>実施プログラム⑥「指定管理者制度の推進」については、No.5のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p> <p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p> <p>なお、施設の更新については、公共施設マネジメントに係る分野別個別計画に基づき、計画的に進めてまいります。</p>

参
考
意
見

No.	提出者	ご意見	市の考え方	
14	(10)	<p>●小平市には自治基本条例があり、今回のプログラムにも「参加」や「協働」の言葉が多出していますが、本来は行政の仕事を市民が補い、担い、また安易な民間委託によるサービスの劣化が起こっています。委託先（指定管理者）の選定も不透明で、世論調査や意識、実態調査も不完全な印象を拭えません。財政においても、無駄を省きコンパクトな運営を行うことで必要な施設を残し、市民からさらに利用料を徴収するなど、瑣末な施策に走ることはなくなるように思います。</p> <p>市民は国の史跡である玉川上水や農地や雑木林などの緑をどんどん減らし、50年以上も前の道路計画を望んでいるのでしょうか。これからさらに細やかなプランの策定が行われると思いますが、その際にも市民との膝と膝を突き合わせた話し合い、賛否だけでなく様々な意見をすくい上げるしくみの構築など、市民主体の丁寧な進め方を望みます。</p>	<p>実施プログラム⑥「指定管理者制度の推進」については、No.5のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p> <p>なお、導入にあたっては、募集する施設ごとに「指定管理者選定委員会」を設置し公平公正な審査を実施しています。</p> <p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p> <p>なお、個別の事業計画などは、分野別の計画に基づき進められています。また、様々な意見をすくい上げるしくみの構築については、プログラム①の「幅広い市民意見の収集」に沿って取り組んでまいります。</p>	参 考 意 見
15	(13)	<p>●私達の市も日本、世界も流動的に変わっていく事は世の常ですから、市の経営も見直しは必要と考えます。これから老人人口は増えていく事は明らかですので、私は老人を大事に扱うことは必要と考えます。</p> <p>●実施プログラム⑥指定管理者制度の推進について</p> <p>小平市の公民館の管理運営について、中央公民館については、外部委託は行わない。10の分館の管理については 公民館運営審議会に諮問してそこで討議していただきたい。また対象の分館については、その分館の利用者懇談会等にはかり、納得のいく形で進めて頂きたい。</p> <p>●実施プログラム⑦使用料・手数料の見直し</p> <p>公民館は 高齢者の居場所となっており、定期利用団体の利用料は現状通り減免処置を願いたい。これから年金も少なくなり、介護医療保険負担も上がっていくなかで老人の唯一の楽しみである公民館でのサークル活動に支障をきたさないで欲しい。現在減免で施設利用は無料ですが、使用料が発生すると複数のサークルで活動している人に支障をきたすし、複数でなくても講師を招いて活動しているサークルは運営が厳しくなります。</p>	<p>実施プログラム⑥「指定管理者制度の推進」については、No.5のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p> <p>なお、指定管理者制度の導入にあたっては、個別の施設の所管部署においても必要な調整などを行いながら検討していきます。</p> <p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p>	参 考 意 見

No.	提出者	ご意見	市の考え方	
16	(12)	<p>●実施プログラム⑦使用料・手数料の見直しについて、いくつか疑問に思う点があります。①「適正な」とは誰が、どの部署が、どのようにして判断するのでしょうか？②「減額・免除の取り扱いの見直し」とは「減額・免除」を廃止することにつながるのでしょうか？現在の小平市をつくってきたのは公共施設に集まり、学んできた多くの市民たちの力です。公共施設の数減らし、サービスを低下させるまちに未来はありません。市が説明会で言うところの「ワクワクする」部分はまったくありません。③公共施設の「使用料の免除」が利用する市民としない市民との「負担の公平性」の観点から見直しが必要とするくだりですが、なぜ免除が不公平になるのでしょうか？公共施設は市民であれば使うことができるもの。市民全員が使うものであり、一部の市民が使用料免除の恩恵を受けているとすれば、不公平が成り立ちます。しかし、市民全員が使わなければいけないものではなく、使いたい市民が使うものですから、公平も不公平も存在しません。④保育料の見直しとは公共施設を使うときに保育を利用するときに料金がかかると料金ということでしょうか？もし、そうであれば、住みにくいまちに市税を払う若い人たちは住まなくなると思います。⑤同じようにこのプログラムの文章には「見直し」という言葉が何回も出てきますが、見直しとは「取る」「値上げする」という意味に思われます。小平市は住みにくいまちになります。⑥私たち小平市民は市に市税を払っています。それなのに公共のものを使う度にさらにお金を払わなければならないということになります。とても住みにくいまちになります。</p> <p>以上のように疑問点がたくさんあるのに、2021年度に「考え方を整理」するのでしょうか？早すぎると思います。市民は十分と言えるほど意見を言っていません。市民の言うことに耳を傾けてほしい。市民あつての小平市です。</p>	<p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会施設等の料金設定については、No.6のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p> <p>なお、集会施設等の適正な料金設定については、過去の市民意見交換会を踏まえながら担当課を中心に見直し案を作成し、改めて市民の皆様への説明と意見収集の場を設けたうえで、決定していく想定です。</p> <p>保育料の見直しは、認可保育園等の利用者負担額の見直しを指します。</p>	参考意見

No.	提出者	ご意見	市の考え方	
17	(11)	<p>●10 ページの実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」について 取組の方向性として、「集会所等では、ほぼ全ての使用料が免除となっており、施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性の観点からも、社会情勢を注視しつつ、見直しについて検討します。」とあります。小平市は市内在住・在学・在勤であれば、「どなたでも」自由に公共施設を利用することができます。100%免除であるから、公平だと考えます。施設を利用しない方にとって不公平感があるならば、なぜ利用しないのかの分析をして、それを取り除く工夫をして施設の稼働率をあげるの方が、負担の公平につながると考えます。施設使用料の減免を撤廃または減免率を下げることは、別の不公平感を生み出すこととなります。</p> <p>また、3 ページの「市民等がサービス提供の担い手にとどまらず、地域において経営の一端を担うという考え方に一層重点を置きます。」や 5 ページの「市政情報の共有、市民参加、及び協働を進めていくことを通じて、地域のコミュニティが醸成され、市民等が公共サービスの提供主体として関与する機会の更なる拡大」の実現のためにも、市民が公共施設に集まって、使用料の負担なくいつでも学習活動をすることは必要で、提供主体としての知識を増やしたり、ひととのつながりを創る機会につながると考えます。</p> <p>持続可能な行政運営を目指すのであれば、市民の意識調査アンケートの結果だけに頼らずに、施設の有効活用を目指す方向で見直すべきです。11 ページの実施プログラム⑧「事業の精査と見直し」の中でも、統廃合だけでなく、実態を踏まえての有効活用も検討すべきです。</p>	<p>実施プログラム⑦「使用料・手数料の見直し」のうち、集会所等の料金設定については、No.6 のご意見に対する市の考え方をご参照ください。</p> <p>なお、実施プログラム⑧「事業の精査と見直し」については、限りある財源を活用するために重要な取組であると認識しておりますが、事業の実態などの情報収集を丁寧に行うことを前提として、取組を進めます。</p>	参 考 意 見
18	(2)	<p>●12 p 方向性3 運営・業務執行体制の効率化 ⑩ 庁内会議の合理化 取組の方向性「庁内の会議においてもオンラインツール等の活用について検討します。」について具体性を欠く。政府の IT 新戦略等においても地公体におけるデジタル化等について何度も言及されているにも関わらず、市の本気度が感じられない。庁内の会議のデジタル化の検討に過ぎないのに 4 年が真に必要な期間であると市が考えるのであれば、合理的な根拠とロードマップ定量的な KPI を示すべき。</p>	<p>庁内会議におけるオンラインツール等の活用については、既存の環境においても取り組める事項については時間をかけずに着手する想定であるため、ご指摘を踏まえ、「検討します」の表現を「検討・実施します」に改めます。なお、デジタル化等のための機器類の導入など環境整備については、各取組の実施・検証を継続的に進めるなかで、必要な内容を見定めてまいります。</p>	反 映 す る

No.	提出者	ご意見	市の考え方	
19	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 13 p ⑫ 文書の電子化・ペーパーレス化 <p>ペーパーレス化の KPI が提示されておらず、本気度が感じられない。</p> <p>また、電子決裁率については、茨城県が 4 か月で 99.1%まで向上させた実例もあり、市の目標設定は低すぎるように思われる。KPI を 90%とした根拠を示すべきである。</p>	<p>ペーパーレス化自体の数値的指標については、内部事務において作成する資料の数量などを年度ごとに特定することが難しいため、電子決裁率を、取組状況を確認するための指標としました。電子決裁率は、平成 27 年度の文書管理システム導入以降、毎年度伸びており、一層の促進を図るものです。市の業務において紙でやりとりしているものが多く残っている現状や、受け取った文書をデータ化する機器などの環境整備の必要性などを勘案し、極力高い目標値を設定したものです。</p>	反映しない
20	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● P 15 関連：職員提案制度はぜひ続けてほしいと思います。形式ばらなくてもちよっとした気づきが職員の意識改革や接遇態度にも表れるかと思しますので、ごく小さな気づきでもいいので積極的に評価していただくよう宜しくお願いします。 	<p>実施プログラム⑩に掲げるように、職員提案制度自体は維持しつつ、幅広い意見を生み出せるよう制度の見直しを図りながら、実施してまいります。</p>	参考意見
21	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● P 7、12、16、17 関連：コロナ禍の影響はまだまだ続くかと思うので、ウェブ会議等の活用は有効な手段だと思えます。併せてウェブ関連機器導入の予算措置も計画的にお願いします。ポータブルなアイパッド等の導入は、働き方改革や職員の在宅勤務の促進（育児、病気、自宅高齢者介護等との両立を含む）にも役立つものと期待します。そういう意味で実施プログラム⑩についてもう少し具体的な目標を掲げられればよいなと思いました（例、実証実験への各部 1 名以上の参加、● 年までに課題整理）。 	<p>オンラインツール等の活用は、コロナ禍への対応のみならず、災害時等による業務継続、多様な働き方の促進、業務効率化の観点からも重要であると認識しております。機器類の導入など環境整備に係る予算措置については、各取組の実施・検証を継続的に進めるなかで、必要な内容を見定めてまいります。実施プログラム⑩「テレワーク体制の整備」の目標設定については、実証実験の取組状況も踏まえながら、毎年度の進行管理において、極力具体化いたします。</p>	参考意見
22	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 17 p ⑳ 働き方改革の推進・DX の推進（テレワーク体制の整備） <p>中央省庁から民間企業まで、すみやかにテレワークの方法を検討し導入しているにもかかわらず、市のスケジュールはあまりに時間を要しすぎており、やる気を感じられない。真に合理的な検討期間であると考えらるなら、その理由を示すべき。</p>	<p>テレワークの推進は、国が示す「自治体 DX 推進計画」の重点取組事項であり、重要な取組であると認識しております。しかし、本格導入に向けた環境整備には相応のコストを要するほか、労務管理や業務の性質による適・不適など、まずは、導入に向けて実証実験により検証いたします。</p>	反映しない